

砺波市産婦健康診査費助成について

砺波市では、産婦健診にかかる費用を助成するため、母子健康手帳発行時に、産婦健康診査受診票（概ね産後2週間と1か月の2回分）を交付しています。これにより、メンタルチェックも含めた産婦健康診査を公費で受けることができます。（健診票に含まれない内容は自己負担となります。）

※必ず受診票裏面アンケートを事前にご自宅で記入してから健診を受けてください。

（アンケート記載のない場合は自己負担となります。）

※お子さんの健診費用は含まれません。

※他市町村に住民票を移された場合は、この受診票は使用できません。転出先の市町村にお問合せください。

手続きと助成までの流れは、以下のとおりです。

【県内で受診する場合】

受診票を提出し、健診を受ける。

【県外で受診する場合】

里帰り出産等のため県外（国内に限る）の医療機関等で健診を受けた場合、健診費用を一時立替払いしていただき、後日申請により一定額をお支払いいたします。

① 県外医療機関で産婦健診受診

- ・医療機関において受診票を提示し、受診結果及び産婦健康診査に要した金額等を記入してもらってください。（保険診療分は含みませんので、ご注意ください。）
- ・健診料金を支払ってください。

② 助成金交付申請（健診料金償還払い）の手続き

- ・窓口は健康センターです。（妊婦一般健康診査、1か月児健康診査と同時に申請できます）

＜申請に必要なもの＞

- ・砺波市妊産婦及び1か月児健康診査費助成金交付申請書兼請求書
- ・砺波市産婦健康診査受診票兼健康診査費請求書
- ・医療機関の領収書及び明細書
- ・助成金の振込先口座がわかるもの（振込口座は本人名義のもの）

※審査の上、助成の要件を満たしていると市長が認めたときは、指定された金融機関口座に助成金を振り込みます（金額に上限あり）。申請から1～2か月程度かかります。

＜参考＞令和7年度富山県における産婦健康診査に係る費用（この金額が助成の上限です）

健診名	助成金額
2週間健診	5,000 円
1か月健診	5,000 円

※年度により、金額が変更する場合がありますのでご注意ください。

○問合せ先

砺波市健康センター 〒939-1395 砺波市新富町1番61号（市立砺波総合病院内） TEL 0763-32-7062 FAX 0763-32-7059